





# コソコソ掛金・ニコニコ年金

## 私達の国民年金 みんな育てよう

11月は国民年金普及月間

私達のしあわせを約束する国民年金制度も発足してからもう七年になります。

てくれます。

この国民年金が今回、よ

**老令年金**  
夫婦で  
一万円年金が  
実現

この福祉制度のおかげで私達は老後の生活にも或いは病氣や事故などによる思いもよらぬ障害者になっても一家の柱とも頼む夫を失っても、この国民年金が私達の生活のささえとなつて明るい光をあたえ

夫婦で月に一万円年金が受けられるようになりました。勿論これは二五年間保険料を納めた人のことで、年額六万円を二人で一十二万円になるわけです。この算定方法は、 $400円 \times 母令 \times 淨率$  です。この計算でゆくと四〇年間保険料



年金で老後は楽のし

り内容の充実を期して全面的な改正がなされました。これはこんにちの生活水準や物価などに見合うように夫婦で一万円年金など平均二・五倍に引き上げられたものです。

私達は私達のためのこの

を納めた人の年額は九万六千円となり、夫婦で月に一六千円の年金を受けることになりま

又保険料を免除された人の年金額もその期間に応じて引き上げられております。

その算定方法は、 $800円 \times 淨率$  です。

**害金** 月二千元が  
**障年** 五千元に

障害年金は最低年額六万円(月五千元)になりましたが、一般障害に該当する人は年額一万二千元(月一千元)が加算されますので最低年額七万二千元となります。最高支給額九万六千円です。

**準年金** 母一人  
子一人  
母子 月四千六百元

母子年金、準母子年金は一八才未満(身体障害者は二〇才未満)の子、孫又は弟妹が一人いる場合は年額五万五千二百円(月四千六百円)に引き上げられ、こ

国民年金制度をよく理解し力を合せて育ててゆきたいものです。それでは、今回改正された拠出年金の給付水準などあらましをお知らせいたします。

れに一人増える毎に年額四千八百円が加算されます。したがって子供二人の場合

は年額六万円になり、毎月五千元がもらえることになりま

**児金** 一人毎月二  
千五百円に

遺児年金の額も老令年金や障害年金などと同じように二・五倍に引き上げられました。

一八才未満の遺児一人につき最低年額三万円から最高四万八千円になり、一人増すごとに年額四千八百円が加算されます。

**婦金** 老令年金の  
**寡年** 半額

寡婦年金の額は老令年金額の半額に相当する額とされております。それで夫が一定の期間掛金して死亡した場合が夫が受けられるはずの老令年金額の半分がその妻に対して六〇才から六五才までの五年間に支給されることとなります。妻はそれ以降は自己の老令年金

が受けられるというわけですから。以上のように大巾な年金額の引き上げと支給要件の緩和が行われたわけですが、これは国の負担金と私達が

### 保険料もそれぐ 毎月百円引き上げ

が直接納める保険料によってまかなわれるわけです。それで保険料についてもある程度の引き上げが必要となり、次のように改められました。

### 今すぐ加入手続きを

#### 昭和六年四月一日以前生れの人

明治四四年四月二日から昭和六年四月一日までに生れた人は今年中に加入しないといと老令年金は勿論のこと、老令福祉年金も御存じですか

#### 任意加入の制度

勤人の奥さんや軍人恩給など受けている人、又はその奥さんでも希望することになります。

#### 遠慮なく相談して下さい

#### 国民年金相談委員が誕生

国民年金のことについて何んでも相談していただくために国民年金相談委員が誕生しました。各地区の公民館長さんがそれぞれ県知事から委嘱されました。遠慮なく相談して下さい。きつとあなたの為に親身になって世話をしてくれることですよ。

これだけは知っておきましょう